

多治見都市計画特別工業地区建築制限条例（昭和57年12月21日条例第36号）

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、建築物の建築の制限又は禁止に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用区域）

第2条 この条例の適用区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する第1種特別工業制限地区及び第2種特別工業制限地区（以下「特別工業制限地区」という。）の区域とする。

（建築の制限）

第3条 特別工業制限地区内においては、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長がその周辺地域における住民の生活環境の保全を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により許可する場合には、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開で意見の聴取を行い、かつ、多治見市都市計画審議会条例（昭和44年条例第37号）第2条に規定する多治見市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合には、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

（罰則）

第5条 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

（1） 第3条第1項本文の規定に違反して建築物を建築した場合における当該建築物の建築主

（2） 法第87条第2項において準用する第3条第1項本文の規定に違反して建築物の用途を変更した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和58年規則第8号により、昭和58年3月31日から施行）

2 笠原町の編入の日（以下「編入日」という。）前に笠原都市計画特別工業地区建築制限条例（平成3年笠原町条例第14号。以下「旧町の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日前にした旧町の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧町の条例の例による。

4 多治見市都市計画審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 多治見都市計画特別工業地区建築制限条例（昭和57年条例第36号）第3条第1項ただし書の規定に基づく許可に関すること。

附 則（平成6年12月27日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第20号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日条例第65号）

この条例は、平成18年1月23日から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年9月29日条例第29号)

- 1 この条例は、特別用途地区に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく都市計画の変更の告示の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月24日条例第44号)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 第2条による改正後の別表の規定は、施行日以後に提出のあった建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条、第6条の2及び第6条の3の規定に基づく申請(以下「建築確認申請」という。)から適用し、施行日前に提出のあった建築確認申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月24日条例第19号抄)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条 平成28年6月23日
- (2) 第2条中多治見都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第2条の改正規定 第4号、第5号又は第6号のいずれか早い日
- (3) 第2条中多治見都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第10条の改正規定 平成28年7月1日
- (4) 第2条中多治見都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表第2 多治見駅北地区地区整備計画区域の部の改正規定 多治見都市計画多治見駅北地区地区計画に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく都市計画の変更の告示の日
- (5) 第2条中多治見都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表第2 山吹地区地区整備計画区域の部の改正規定 多治見都市計画山吹地区地区計画に係る都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく都市計画の変更の告示の日
- (6) 第2条中多治見都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表第2 長瀬地区地区整備計画区域の部の改正規定 多治見都市計画長瀬地区地区計画に係る都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく都市計画の変更の告示の日
- 2 第1条による改正後の多治見都市計画特別工業地区建築制限条例別表の規定は、同条の施行の日以後に提出のあった建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条、第6条の2及び第6条の3の規定に基づく申請(以下「建築確認申請」という。)から適用し、同日前に提出のあった建築確認申請については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

第1種特別工業制限地区内に建築することができない建築物

1 次に掲げる事業を営む工場

- (1) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
- (2) 骨炭その他動物質炭の製造
- (3) せっけんの製造
- (4) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造
- (5) 手すき紙の製造
- (6) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
- (7) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
- (8) 製綿、古綿の再製、起毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
- (9) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝殻の引割り若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの

2 次に掲げる建築物

- (1) ホテル又は旅館
- (2) キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- (3) マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

第2種特別工業制限地区内に建築することができない建築物

1 次に掲げる事業を営む工場

- (1) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
- (2) 骨炭その他動物質炭の製造
- (3) せっけんの製造
- (4) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造
- (5) 手すき紙の製造
- (6) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
- (7) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
- (8) 製綿、古綿の再製、起毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
- (9) がん具煙火の製造

2 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するものとして建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の7の3で定めるもの